

## 牛削蹄判断用紙の一部変更および解答方法の注意点について

### 1. 起繫（たちつなぎ）、臥繫（ねつなぎ）、熊脚（ゆうきやく）肢勢の削除について

これまでの判断用紙では、前後望からのバランスおよび肢勢名称「起繫」、「臥繫」、「熊脚」の選択を通して、選手が内外蹄の高さだけでなく趾軸の一致あるいは破折を捉えているかどうかを間接的に審査していた。しかしながら、「起繫」、「臥繫」、「熊脚」といった特殊な肢勢名称は牛の教科書に十分な説明がないうえに、設問の仕方があまりにも間接的で出題の意図を理解しないまま解答する者も散見される。そこで、趾軸の破折の有無については、前後望趾軸および側望趾軸として直接答える箇所を新たに設け、教科書に説明のない「起繫」、「臥繫」、「熊脚」は選択肢から除去することとなった。

### 2. 前後望趾軸について

前後望趾軸では、牛の前望および後望から見た繫軸と蹄軸の関係を「内方破折」、「外方破折」、「趾軸の一致」の中から選択することとした。なお、前後望趾軸では、内蹄と外蹄を一つの蹄とみなして判断すること。

### 3. 側望趾軸について

側望趾軸では、牛の側望から見た繫軸と蹄軸の関係を、外蹄および内蹄それぞれ別個に「前方破折」、「後方破折」、「趾軸の一致」の中から選択することとした。

### 4. 前後望趾軸および側望趾軸の採点について

新たに追加した前後望趾軸および側望趾軸の解答欄については、誤答でも減点しないこととした。

### 5. 内外蹄の負重バランスの判断を駐立検査から拳肢検査へ変更した事について

これまでの競技大会の判断では、前後望趾軸の破折を理解しているかどうかを間接的に問う目的で、内外蹄の負重バランスすなわち前後望における内外蹄の高さの調整に関する判断は、駐立検査の結果を優先して解答するように求めてきた。この度、駐立検査における破折の有無について別に解答する欄を設けたことから、今後はこれまでの方針に変えて、拳肢検査を優先して解答することとする。

なお、この判断方法は、北 昇監修「装蹄学 第4版」(平成9年3月30日発行)の蹄の座りの検査として88ページに記載されている“両者の結果が一致しない場合には、拳肢検査の結果を優先して判断する”といった装蹄の指針を参考にした。

## 6. 蹄形名称の追加について

近年、判断牛の選定が自由に行えない予選競技会場が散見される。この場合、牛の貸主から先日削蹄したばかりの牛を提供され、比較的整った蹄形のため該当蹄形が見つからないといった問題が生じていた。そこで、あらたに“その他”なる欄を設け、ここに「標準蹄」・「削蹄の必要がない蹄形」を選択できるようにした。

なお、わずかでも延びている蹄であった場合、延蹄を選択すること。延蹄の本来の意味は単純過長蹄であり、過長蹄とは延び過ぎた蹄であることから、前記の選択には違和感を覚えることと思うが、代替案としてこれを受け入れる。なお、わずかな延蹄でも蹄角度の調整と併せた多削部位を解答すること。すなわち、わずかでも蹄角度を起こすなら蹄尖に印を、また角度の調整が不要なら平とする。

極めてまれな事例だが、削蹄の必要が無い標準蹄に遭遇した場合には、「標準蹄」および「削蹄の必要が無い蹄形」の両方に該当するので注意する。なお、標準蹄とは標準肢勢にともなう蹄形であり、標準肢勢以外の肢勢の牛では使うことがない。

## 7. 「燕蹄」の削除について

「燕蹄」は牛削蹄教本に説明がないだけでなく、そもそも牛ではほとんど見ることがない蹄形であるため牛削蹄判断用紙から削除した。

## 8. 「蹄壁欠損」と「蹄壁折損」について

「蹄壁欠損」と「蹄壁折損」は外力によって蹄壁が損傷を受ける変化とみなせるため、同列で表現することとした。

## 9. 「反回の促進」の削除について

これまで、著しい過長蹄を短削した結果として「反回の促進」にもチェックを入れるよう求めてきたが、削蹄方法とその効果を同列で扱う意味がないとの意見から本項目は削除することとした。

## 10. 疾病損徴について

これまで、疾病損徴は通常削蹄を行ってもまだ残る処置の必要なものだけを選択するという決まりであった。しかしながら、通常削蹄で、その損徴が消えると明瞭に判断できるものばかりではないことから、対策を求められていた。協議の結果、判断牛では見える疾病損徴は全て選択することとなった。この方式だと、短削などの処置で消えるかもしれない軽微な損徴も選択対象になるので留意すること。また、疾病損徴に対する削蹄処置の記述については、通常削蹄や短削の励行で消失すると判断できる損徴の処置についてはとくに記述する必要がない（これまでと同じ）。

なお、損徴の中で「不正蹄輪」だけはこの概念に該当させてはならないことが決まった。これは、ほとんど全ての牛に蹄冠とは平行しない軽微な不正蹄輪が存在するため、これも選択対象としてしまうと盲目的に解答しても正答が得られてしまう（問う意味がなくなってしまう）からである。競技大会では鏝削処置の必要な不正

蹄輪のみを選択し、その削蹄処置として鏝削マークを多削部位の図面に記述すること。

11. 全国競技大会前における審査員への質問について

例えば疾病損徴において軽微な「蹄球びらん」のように損徴なのかそうでないのかについて判断しにくいものがある。この場合、どこまでを損徴とするかは審査委員によって多少の判断の違いがある。日本装削蹄協会は、その判断を審査委員に委ねている。よって、全国競技大会前日の合同ミーティングにて、審査委員があいまいな病変のどこまでを損徴ととのかについては、選手が具体的に質問できることとした。その他、疾病損徴のみならず、審査委員によって判断が変化しそうな部分については、合同ミーティングで選手は会議時間内で質問できる。